

承認第1号

専決処分の承認について

(京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例)

緊急を要したため、平成27年3月26日に別紙のとおり条例を定めたので、
報告するとともに承認を求める。

平成27年8月28日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 栗山 正隆

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

京都府後期高齢者医療広域連合長 栗山 正隆

京都府後期高齢者医療広域連合条例第5号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第14条第1項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。